

次世代産業人材育成事業
令和8年度「イベントプロデューサー養成講座」仕様書

1 委託業務名

「イベントプロデューサー養成講座」業務委託

2 業務目的

時代の変化とともにイベントのあり方も多様化している。SNS 等のコミュニケーションツールの発達により、双方向型のイベントからオンラインイベントまで幅広い需要が見込まれる。今後は、これまでの受動的な企画から、観客も一体となって楽しめる企画へと方向転換していくことが考えられる。

本講座は、イベントプロデュース業務の実績のある外部人材を活用し、商業高校生が企画・運営する大規模ビジネスイベント（商業高校生 MICE）と県内商業系高校の学習成果発表会（商業教育フェア）※の企画・運営に関する研修講座を実施することで、多様なニーズに柔軟に対応し、人の心を動かすとともに持続可能性の高いビジネスイベントを企画・運営するスキルとマインドを持ったイノベーション人材の育成を目的とする。

※商業高校生 MICE および商業教育フェアについては R7 年度実施要項（別紙）を参照

[研修実施後の生徒イメージ]

- (1) イベントを成功させるための具体的な計画や手順を作成できる。
- (2) 集客性・収益性・持続可能性の高いイベントの企画・運営ができる。
- (3) 目的に応じた情報発信ツールや方法の選択ができる。
- (4) チームの一員として自身の役割を果たすことができる。

3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 実施関係者

- (1) 高校教育課（大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5608）
- (2) 業務委託先

5 業務内容

(1) 「イベントプロデューサー養成講座」の実施

ア 目的：大分県内の商業を学ぶ生徒が一堂に会し、地域活性化を図る「イベント企画」「接客・販売活動」「ステージ発表」等を通じて、次世代地域人材に求められる、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力、自己表現力を育むとともに、社会の様々な変化に積極的に向き合い他者と協働して課題を発見・解決し“新たな価値を生み出す力”を育成する「地域創生ビジネスイベント」と、学習の成果を発表・共有することを通じて、商業の学びについて理解、関心を高めるとともに、学習意欲の向上を目的として開催する「商業教育フェア（令和7年12月15日実施予定）」の成功に向けた企画・運営を行う上で必要な知識・技能の習得とマインドの醸成を図る。

イ 対象生徒：商業高校生 MICE および商業教育フェアの実行委員 12名程度

ウ 実施場所：県内のイベント施設または商業施設の会議室等、その他指定する研修場所

エ 関係者：以下の外部人材を活用する。謝金及び旅費は委託料に含める。

- ・インプットセミナー：講師3名
- ・ワークショップ&ミーティング：ファシリテータ1名 メンター2名

- ・イベント司会者基礎講座：講師1名
- ・商業高校生 MICE での O J T 研修：講師4名

オ 内容：(全8回)

- ①インプット（キックオフ）セミナー 1回（4時間程度）
 - ・イベントプランナーの魅力・愉しさ・やりがい、心構え
 - ②ワークショップ&ミーティング 4回（1回あたり3.5時間程度）（合計16時間程度）
 - ・イベントの企画・運営に関連する施設等でのミーティング
 - ・参加者の満足度を高めるイベントの検討
 - ・イベント業界視察（イベント施設の見学、インタビュー等）
 - ・振り返り（今年度総括及び次年度への課題整理等）
 - ③司会進行のレクチャー 1回（3.5時間程度）
 - （心得、発声、視覚的・聴覚的効果、発声、アナウンス基礎等）
 - ④商業高校生 MICE での O J T 研修（9：00～17：00）2回（8時間程度）
 - ・当日の実行委員へのフォロー、進行管理、OJT
- (2) 上記(1)実施計画書（実施体制、実施スケジュール）について、大分県教育委員会の担当者及び実施学校の教職員等との打合せを行うこと（事前ミーティングが必要）
 - (3) 生徒が所有している1人1台タブレット(iPad)または個人所有のスマートフォンなどが接続できるネット環境を準備すること。
 - (4) 委託業務にかかる経理に関すること。
 - (5) 委託業務の進捗状況を報告すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
 - (7) その他、事業の運営に関して必要なこと。

6 成果物（報告書）等

- ・事業結果報告書
- ・事業にて配布、使用した資料一式
- ・実施アンケート集約結果

7 実施体制

管理責任者の配置

本業務の実施にあたり、管理責任者を1名配置すること。

8 業務の完了報告

業務完了後、令和9年3月31日までに、大分県教育庁高校教育課へ業務完了報告書および上記の成果物を提出すること。

9. 個人情報の取り扱い

(1) 機密保持

本業務の実施上、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 情報保護

個人情報の保護については、漏えい・滅失・毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後、個人情報を直ちに廃棄するとともに「機密情報・個人情報廃

棄（消去）について」を作成し、提出すること。

(3) 情報管理

成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他の条件

専任の担当者を配置し、県とのミーティング等に担当者等を出席させること（オンライン可）。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。